

6月定例会

〔株神戸製鋼所の不正行為防止に関する 「決議」と「意見書」を議決

6月定例会は、6月から13日まで開かれ、条例改正、補正予算などが提出され、すべて原案通り可決するとともに、神戸製鋼所のばい煙データの改ざん問題に対する決議を行いました。



▲すこやかな成長を（乳児健診）

補正予算

◎一般会計
歳出の主なものとしては、妊娠期間中の妊婦の健康増進を図ることを目的に、県が本年7月1日から妊娠後期（妊娠22週以降）の健康診査にかかる費用の内、1万5千円を上限として1回分の助成を行う事業が実施されるのに加えて町単独事業として妊娠前期（妊娠21週まで）の健康診査にかかる費用の内、1万5千円を上限として1回分を助成する事業を実施する費用とする600万円増額。
本年3月定例会で廃止を否決した「心身障害者福祉

年金」を一年間分支給するためには必要な費用として637万5千円増額。町内の5自治会から所有する公民館の整備に係る費用の補助の申し出があり、補助金を154万8千円増額しました。

條例改正

条例改正として「非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」で、国の法律改正（4月1日改正）にともない、播磨町の非常勤消防団員の退職報償金を分団長などの団員に対し2000円引き上げる改正をしました。この条例は、

このほか、「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」では、通勤の範囲と障害の等級に関する規定を改正しました。また、消防防護員等公務災害補償条例では、補償基礎額及び介護補償の額を改正しました。

「請願」を採扱し
政府などに意見書
を提出

多重債務問題を引き起す要因のひとつである「出資法などの法律に定められた制限金利の引き下げなどを求める請願」が議会に提出されました。

この請願は、民生生活常任委員会に付託し、審査した結果、委員会及び本会議とも賛成多数で「採択」されるとともに、関係法律の改正を求める意見書を提出すべし」と可決し、政府など関係機関に送付しました。



清水ひろ子議員の 辞職を許可

(株)神戸製鋼所加古川製鉄所で大気汚染防止法の排出基準を超える窒素酸化物や硫酸酸化物を含むばい煙が長期間排出されていたことが判明した。同社は、地元市にデータ送信しないようプログラムを設定していくほか、測定装置を不正操作するなど、測定データを改ざんしていた。

このような行為は、加古川市・播磨町をはじめとする近隣市町住民の信頼を踏みにじるものであり、憤りを禁じ得ない。

一刻も早い実態把握と原因究明、実効ある再発防止策を講じることが不可欠である。

よつて、兵庫県におかれでは、下記の対策につ

2 水める意見書（要旨）
製鉄所におけるボイラーラー等のばい煙発生施設や汚水発生施設について、その測定結果や処理方法を含めて、不適切な措置の実態及び原因を早急に解明すること。
今回の不適切な措置の原因を踏まえ、施設の総点検や社内教育の充実、チェック機能を含む社内の管理体制の確立など、(株)神戸製鋼所の再び防止対策が講じられるよう、強く指導をされること。

おける大気汚染に関する測定データの不正行為防止に関する決議（要旨）

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(要旨)

現在、出資法に規定された上限金利は年29・2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの上限金利で営業している。

また、資金業規制法に規定された「みなし弁済」では、出資法の上限を超えない限り罰則の対象とならないことから、利息制限法を上回る金利での貸付を助長している。

さりに、日賦貸金業者(日掛け金融)についても、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われている。また、電話加入権が財産的価値をなくしつつあるのが現状。

一般住民が安心して生

実施されるよう、強く要請する。

記

1. 利息制限法の制限金利を、市場金利に見合った利率まで引き下げる。

2. 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第一条の制限金利まで引き下げる。

3. 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃する。

4. 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止する。

5月25日、神戸で開かれた兵庫県町議会議長会総会において、小西茂行議員（期）、松本かをり議員（期）、山下喜世治議員（期）の3名が、兵庫県町議長会から自治功労者表彰を受けられました。

1 (株)神戸製鋼所加古川
記 いて早急に取り組まれる
より強く要望する。

以上
地方自治法第
条の規定により意見書を
提出する。

起こらないよう万全の方策を講じられることを強く要望する。

活できる消費者信用市場の構築、また、多重債務問題の抜本的解決のためには、早急な対策が必要。よって、国におかれでは、下記の事項について

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。
(国の関係機関に送付)